

2026（令和8）年度における日本貿易振興機構の
中小企業者に関する契約の方針

2026年9月
日本貿易振興機構

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、令和8年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を以下のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

（1）令和8年度の日本貿易振興機構（以下、「機構」という。）における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約26.7億円、比率が42.3%になるよう努めるものとする。

（2）新規中小企業者向け契約目標については、少なくとも前年度までの契約実績を上回るよう努めるものとする。

（参考）令和7年度新規中小企業者向け契約実績
実績額 約2.5億円 官公需総額に占める割合 約3.3%

（3）推進体制の整備

①官公需確保対策の円滑な推進に資するため、中小企業官公需施策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

②推進委員会の構成員は、経理担当理事を長とし、総務部長、経理部長、本部全総括課長、管理課長、研究管理課長、その他の中小企業者の活用の推進について関連する部署で経理担当理事が指名する者とする。推進委員会は、方針の策定、実績及び課題の把握等を業務とする他、新規中小企業者に関する情報の収集、調達に関わる部署等に対する情報提供や提案等を行う。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置については、「令和8年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和8年4月21日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即するとともに、次の事項について取り組むこととする。

（１）適切な予定価格の作成

予定価格を作成する際は、最新の実勢価格、契約期間中に通常見込まれる価格変動、需給の状況等による原材料費及び人件費の価格変動等について確認を行い、予定価格の算定上、必要と認められる要素が反映されていない場合には、確実にこれを反映するものとする。

（２）低入札価格調査制度の適切な活用

受注企業の労務費、原材料費等のコスト増加分が価格転嫁されることを確実にするため、低入札価格調査制度を活用する。調査を実施する際には、人件費・工数が適切に計上されているかの確認を行う。

（３）労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

①工事の発注にあたっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

②複数年度にわたる物件及び役務の発注にあたっては、契約の途中で労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かを検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申し出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行い、受注者からの申し出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

③上記①、②の対応に当たっては、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和５年１１月２９日策定。以下「労務費の指針」という）の発注者としての行動③に記載されている「根拠資料は公表資料に基づくものとする」等の趣旨を最大限に考慮するものとする。

また、複数年度にわたる契約においては、「労務費の指針」を参考に発注者として少なくとも年に１回以上の協議を行うように努めることとし、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく、再委託先を含めて適切に請負代金を設定するよう配慮することとする。

④全ての工事の発注において、契約書ヘスライド条項を設定するとともに、その運用基準を策定する。さらに、役務契約・物品契約においては再協議条項を整備する。

（４）知的財産権の取扱いの明記

①調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツ版バ

イ・ドール契約を活用するものとし、コンテンツ版バイ・ドール条項を含む契約書のひな型を作成するものとする。

②発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、その財産的価値について十分に留意し、その著作権を発注者へ無償譲渡させないものとする。また、実際の範囲や機関、受取対価といった、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確に規定するものとする。

（５）分離・分割発注の実施

①発注を行う際はあらかじめ、価格面、数量面、工程面等並びに商品の種類ごとに、公正性を確保した上で、分離・分割して発注を行うことが契約内容の効果的・効率的な執行に資するかどうかについて検討（公正性についての検討も含む。）し、資すると認められた場合は、分離・分割発注を確実に実施するものとする。

②特に、市況価格の変動が激しい商品等を含んだ物件及び役務の発注に当たっては、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割すること等、より多くの視点で分離・分割発注の検討を行うものとする。

（６）中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

①中小企業・小規模事業者が余裕をもって計画的に参加できるよう、仕様の内容に応じて適切な公示期間を設けることに加え、可能な限り説明会を実施し、説明会から入札までの期間を十分に確保する取り組みを継続する。

②少額随意契約による場合は、中小企業・小規模事業者を見積先に含めることに努めるものとする。

（７）技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

技術力のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、政府調達(公共事業を除く。)手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置の一層の活用に努めるとともに、技術力のある中小企業・小規模事業者に関する入札参加資格の弾力化を一層進めるものとする。

（８）消費税の適格請求書保存方式（インボイス制度）への適正な対応

競争入札において、消費税の適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは行わないものとする。

（９）総合評価落札方式の適切な活用、適正な予定価格の作成等

- ①総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした仕様書を作成するものとする。また、審査項目について適正に設定する。
- ②実勢価格や需要状況等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成するものとする。
- ③その他にも中小企業者の受注機会の確保に配慮した取り組みを行うものとする。

（１０）中小石油販売業者に対する配慮

国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合について、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、燃料調達を行う際には、②に留意するとともに、例えば①及び③のような取組により、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めるものとする。

- ① 一般競争により調達する場合には、災害時の燃料供給協定を締結していること、国等又は地方公共団体の管内に燃料供給拠点を有すること等、適切な地域要件の設定を行うこと。
- ② 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められ、当該石油組合との契約が管内の燃料供給拠点の維持に必要な場合には、調達を費用対効果において優れたものとする等と十分に検討しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができること。
- ③ 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、極力分離・分割発注を行うこと。

（１１）適正な納期・工期・納入条件等の設定

- ①物件等の発注にあたっては、政府が進める「働き方改革」関連の取り組みや関係省庁からの要請等に留意しつつ、発注見通しの公表、早期の発注等の取り組みにより平準化を図り、適切な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮できるものとする。
- ②物件の発注にあたっては、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努めるものとする。
- ③物件等の発注にあたっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定を行わないものとする。なお、

参考銘柄として固有の商品を例示する場合にあっては、複数の商品を例示する等、実質的な銘柄指定とならないよう配慮するものとする。

(12) 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて役務完了部分において検収行為を適切に行った上で部分払い(毎月払い等)を行うよう配慮することに努めるものとする。

(13) 官公需情報の提供の徹底

①入札情報について、ホームページへの公示に加え、広く個別に周知するなど、機構から情報発信する仕組みを継続する。

②引き続き調達見通しをホームページへ掲載することによって、予見可能性等を持たせ、中小企業・小規模事業者の競争参加者の拡大を図る。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

新規中小企業者等の活用のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むこととする。

(1) 調達に関わる部署等は類似の契約で新規中小企業者との契約実績のある契約がある場合には、新規中小企業者の参入を妨げることがないように特に留意して、仕様内容等を定めるものとする。また、一般競争入札において過去の実績を過度に求めないよう配慮することや、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めるものとする。

(2) 調達に関わる部署等は、少額の随意契約による場合、契約の内容等を踏まえ、可能な限り新規中小企業者の競争の参加に努める。

(3) 推進委員会は、機構における新規中小企業者の官公需への参画実態を調査、分析し、改善策を検討する。

(4) 推進委員会は、調達に関わる部署等において契約した新規中小企業の契約情報を収集し、調達に関わる部署等に共有する。

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

(1) 調達に関わる部署等は、中小企業者の受注の機会の増大に努めるとともに、定期的に中小企業者の官公需への参画実態を把握し、推進委員会へ報告する。推進委員会は、必要に応じて調達に関わる部署等へ改善指示等を行う。

(2) 推進委員会は、調達に関わる部署等の優良な取り組みを収集し、他の調達

に関わる部署等へ提供する。